

## 「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	指定障害児入所施設等の指定
根拠法令・条項	児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条の9第3項
所 管 課	障害福祉 部                      障害福祉サービス 課
審 査 基 準	<p>1 申請者が法人であること。（法第24条の9第3項の規定により読み替えて準用する第21条の5の15第3項、堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び事業等及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号。以下「本市条例」という。）第3条）</p> <p>2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団に該当せず、かつ、その役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないものであること。（法第24条の9第3項の規定により読み替えて準用する第21条の5の15第3項、本市条例第4条）</p> <p>3 堺市暴力団排除条例施行規則第3条第5号イに規定する統括者並びに同号ウに規定する権限を有する者及び総括者の権限を代行し得る者が、暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと。また、その運営について、暴力団員又は暴力団密接関係者の支配を受けていないこと。（法第24条の9第3項の規定により読み替えて準用する第21条の5の15第3項、本市条例第6条）</p> <p>4 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識知識及び技能並びに人員が、法第24条の12第1項で定める基準を満たしていること。（法第24条の9第3項の規定により読み替えて準用する第21条の5の15第3項、本市条例第5条）</p> <p>5 申請者が、法第24条の12第2項の基準に従って適正な障害児入所支援事業の運営をすることができることと認められること。（法第24条の9第3項の規定により読み替えて準用する第21条の5の15第3項、本市条例第5条）</p> <p>6 申請者が、禁錮以上の刑に処せられていた場合、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっていること。（法第24条の9第3項の規定により読み替えて準用する第21条の5の15第3項）</p> <p>7 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられていた場合、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっていること。（法第24条の9第3項の規定により読み替えて準用する第21条の5の15第3項）</p> <p>8 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられていた場合、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっていること。（法第24条の9第3項の規定により読み替えて準用する第21条の5の15第3項）</p> <p>9 申請者が、法第24条の17第1項又は法第33条の18第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその障害児入所施設を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）でないこと。（当該指定の取消しが、指定障害児入所施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児入所施設の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児入所施設の設置者が有していた責任の程度を考慮して、前記指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を含む。）（法第24条の9第3項の規定により読み替えて準用する第21条の5の15第3項）</p>

10 申請者が、法第24条の17第1項又は法第33条の18第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第24条の14の規定による指定の辞退の届出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の場合、当該届出の日から起算して5年を経過していること。（法第24条の9第3項の規定により読み替えて準用する第21条の5の15第3項）

11 申請者が、法第24条の15第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第24条の17第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第24条の14の規定による指定の辞退の届出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の場合、当該届出の日から起算して5年を経過していること。（法第24条の9第3項の規定により読み替えて準用する第21条の5の15第3項）

12 上記10に規定する期間内に法第24条の14の規定による指定の辞退の届出があった場合において、申請者が、通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者の場合、当該届出の日から起算して5年を経過していること。（法第24条の9第3項の規定により読み替えて準用する第21条の5の15第3項）

13 申請者が、指定の申請前5年以内に障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。（法第24条の9第3項の規定により読み替えて準用する第21条の5の15第3項）

14 申請者が、法人で、その役員等が法第21条の5の15第3項第4号から第6号まで又は第9号から第12号までのいずれかに該当する者でないこと。（法第24条の9第3項の規定により読み替えて準用する第21条の5の15第3項）

15 申請者が、法人でない者で、その管理者が法第21条の5の15第3項第4号から第6号まで又は第9号から第12号までのいずれかに該当する者でないこと。（法第24条の9第3項の規定により読み替えて準用する第21条の5の15第3項）

標準処理期間	標準処理期間	40日 （ただし、申請書の提出は、実務上、指定を受けようとする月の前々月の25日前後から前月の10日までの期間に限る。）
	標準処理期間を設定できない理由	